

県産品ブランド価値向上業務委託質問に対する回答について

番 号	質 問 事 項	回 答
1	首都圏の量販店にて、頂フェアを開催するとあるが、「量販店」の定義・範囲はどのようなものか。いわゆる質販店も対象に含まれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務での「量販店」の定義は、総務省日本標準産業分類（令和5年7月告示）大分類I「卸売業、小売業」のうち、食品を販売する小売業を想定しています。</li> <li>・質販店でも上記に当てはまる場合は、対象に含まれます。</li> </ul>
2	頂フェアを開催する量販店が主体的に取り組む内容を含むとの記述があるが、過年度はどのような取り組みを実施してきたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗が県産品の良さを理解し、効果的なフェアが実施できるよう、店舗ごとに自ら工夫してフェアの売り場を設定していただきました。</li> </ul>
3	頂ブランドのしずおか食セレクション認定商品は多岐にわたるが、本事業における戦略品目および達成目標のK P Iは設定されているのか。例えば、静岡県のマーケティング戦略にあるような戦略品目を満遍なく扱う必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、戦略品目及び達成目標のK P Iを設定していません。</li> <li>・戦略品目を満遍なく扱うことを条件にはしていません。</li> </ul>
4	頂フェアの開催が首都圏の量販店（10～13店舗）で、2回以上開催すること、との記述があるが、毎回10～13店舗で実施する必要があるのか、それとも2回以上の合計で延べ10～13店舗になればよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎回10～13店舗で実施する必要があります。</li> </ul>

以上